



発行 新潟県

第 27 号

平成31年4月5日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

## 目 次

## 告 示

- 386 指定代理納付者の指定（税務課）
- 387 新潟県住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例別表の規定による指定の一部改正（生活衛生課）
- 388 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定（障害福祉課）
- 389 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新（障害福祉課）
- 390 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則による指定自立支援医療機関の廃止届（障害福祉課）
- 391 特定計量器定期検査の実施（計量検定所）
- 392 特定計量器定期検査の実施（計量検定所）
- 393 農用地利用配分計画の認可の申請（地域農政推進課）
- 394 保安林の指定解除予定（治山課）
- 395 土地改良区連合役員の退任届（農地計画課）
- 396 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 397 県営土地改良事業計画の決定（農地計画課）
- 398 県営土地改良事業計画の決定（農地計画課）
- 399 県営土地改良事業計画の決定（農地計画課）
- 400 県営土地改良事業計画の決定（農地計画課）
- 401 県営土地改良事業計画の決定（農地計画課）
- 402 県営土地改良事業計画の決定（農地計画課）
- 403 団体営土地改良事業の工事完了（農地整備課）
- 404 県営土地改良事業の工事完了（農地整備課）
- 405 県営土地改良事業の工事完了（農地整備課）
- 406 換地計画の縦覧（農地整備課）
- 407 耕地整理組合の組合長臨時代理者の指定（農村環境課）
- 408 道路の区域変更（道路管理課）
- 409 道路の供用開始（道路管理課）
- 410 道路の区域変更（道路管理課）
- 411 道路の供用開始（道路管理課）
- 412 漁港区域に接する海岸保全区域のうち漁港管理者の長が管理する区域（河川管理課）
- 413 建築基準法による道路位置の指定（建築住宅課）
- 414 新潟県指定金融機関等事務取扱規程の一部改正（出納局管理課）

## 公 告

公募型プロポーザルの実施（高齢福祉保健課）

## 病院局公告

一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

## 公安委員会規則

7 新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則（地域課）

## 公安委員会告示

43 少年指導委員に委嘱した者の氏名、連絡先及び活動区域 (少年課)

告 示

◎新潟県告示第386号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項の規定により、指定代理納付者を次のとおり指定した。  
平成31年4月5日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 指定を受けた者  
東京都千代田区紀尾井町1番3号  
ヤフー株式会社
- 2 指定代理納付者による県税徴収金の代理納付に係る県税の税目  
新潟県県税条例(平成18年新潟県条例第10号)第4条第1項第9号に規定する自動車税
- 3 指定代理納付者による県税徴収金の代理納付に係る期間  
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

◎新潟県告示第387号

新潟県住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例別表の規定による指定(新潟県告示第338号)の一部を次のように改正し、平成31年4月5日から実施する。

平成31年4月5日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
市町村	学校	市町村	学校
(略)	(略)	(略)	(略)
村上市	朝日さくら小学校 朝日みどり小学校 岩船小学校 小川小学校 金屋小学校 神納小学校 神納東小学校 山辺里小学校 <u>さんぼく小学校</u> 砂山小学校 瀬波小学校 西神納小学校 平林小学校 保内小学校 村上小学校 村上南小学校 朝日中学校 荒川中学校 岩船中学校 <u>神林中学校</u> 山北中学校 村上第一中学校 村上東中学校 荒川高等学校 村上高等学校 村上中等教育学校 村上特別支援学校	村上市	朝日みどり小学校 岩船小学校 小川小学校 金屋小学校 <u>上海府小学校</u> 神納小学校 神納東小学校 山辺里小学校 <u>猿沢小学校</u> <u>さんぼく北小学校</u> <u>さんぼく南小学校</u> <u>塩野町小学校</u> 砂山小学校 瀬波小学校 西神納小学校 平林小学校 保内小学校 <u>三面小学校</u> 村上小学校 村上南小学校 朝日中学校 荒川中学校 岩船中学校 <u>神納中学校</u> 山北中学校 <u>平林中学校</u> 村上第一中学校 村上東中学校 荒川高等学校 村上高等学校 村上中等教育学校 村上特別支援学校
(略)	(略)	(略)	(略)
魚沼市	伊米ヶ崎小学校 入広瀬小学校 宇賀地小学校 小出小学校 須原小学校 広神西小学校 広神東小学校	魚沼市	伊米ヶ崎小学校 入広瀬小学校 宇賀地小学校 小出小学校 須原小学校 広神西小学校 広神東小学校

	堀之内小学校 湯之谷小学校 魚沼北中学校 小出中学校 広神中 学校 堀之内中学校 湯之谷中学校 小出高等学校 堀之内高等学校 小出特別支援学校		堀之内小学校 湯之谷小学校 入広瀬中学校 小出中学校 守門中 学校 広神中学校 堀之内中学校 湯之谷中学校 小出高等学校 堀之内高等学校 小出特別支援学校
南魚沼市	赤石小学校 五十沢小学校 石打小 学校 後山小学校 浦佐小学校 上 関小学校 大崎小学校 おおまき小 学校 塩沢小学校 城内小学校 第 一上田小学校 第二上田小学校 栃 窪小学校 中之島小学校 北辰小学 校 三用小学校 六日町小学校 蕨 神小学校 塩沢中学校 八海中学校 六日町中 学校 大和中学校 国際情報高等学校 塩沢商工高等学 校 総合支援学校	南魚沼市	赤石小学校 五十沢小学校 石打小 学校 五日町小学校 後山小学校 浦佐小学校 上関小学校 大崎小学 校 大巻小学校 塩沢小学校 城内 小学校 第一上田小学校 第二上田 小学校 栃窪小学校 中之島小学校 北辰小学校 三用小学校 六日町小 学校 蕨神小学校 塩沢中学校 八海中学校 六日町中 学校 大和中学校 国際情報高等学校 塩沢商工高等学 校 総合支援学校
(略)	(略)	(略)	(略)

◎新潟県告示第388号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定した。

平成31年 4 月 5 日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	担当する医療の 種 類	指定年月日
メッツ川崎薬局	長岡市川崎 2 丁目2478- 1	育成医療・更生医療	平成31年 4 月 1 日
メッツ長岡薬局	長岡市城内町一丁目611- 1 長岡駅北部 2F	育成医療・更生医療	平成31年 4 月 1 日
メッツ太陽薬局	長岡市旭岡 1 丁目28番地	育成医療・更生医療	平成31年 4 月 1 日
共栄堂薬局 おもて町店	長岡市表町 4 丁目 2 番 1 号	育成医療・更生医療	平成31年 4 月 1 日
メッツ県央薬局	三条市須頃 2 丁目101番地 2	育成医療・更生医療	平成31年 4 月 1 日
メッツ嵐南薬局	三条市東本成寺20番18号	育成医療・更生医療	平成31年 4 月 1 日
メッツ西新発田薬局	新発田市住吉町 4 丁目 8 番 地25号	育成医療・更生医療	平成31年 4 月 1 日
メッツ胎内薬局	胎内市あかね町26番地27号	育成医療・更生医療	平成31年 4 月 1 日
メッツ有田薬局	上越市下源入585番地 3 号	育成医療・更生医療	平成31年 4 月 1 日
共栄堂薬局 南高田町店	上越市南高田町 4 -21	育成医療・更生医療	平成31年 4 月 1 日

◎新潟県告示第389号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を次のとおり更新した。

平成31年4月5日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	更新年月日
新潟県立新発田病院	新発田市本町1-2-8	免疫に関する医療	平成31年4月1日

#### ◎新潟県告示第390号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成31年4月5日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	廃止年月日
そよかぜ薬局	上越市東雲町1丁目6番13号	育成医療・更生医療	平成31年3月31日
クオール薬局 南高田町店	上越市南高田町4-21	育成医療・更生医療	平成31年3月31日
クオール薬局 おもて町店	長岡市表町4丁目2番1号	育成医療・更生医療	平成31年3月31日
メッツ川崎薬局	長岡市川崎2丁目2478番地1	育成医療・更生医療	平成31年3月31日
メッツ長岡薬局	長岡市城内町1丁目611番地1 長岡駅北部2F	育成医療・更生医療	平成31年3月31日
メッツ太陽薬局	長岡市旭岡1丁目28番地	育成医療・更生医療	平成31年3月31日
メッツ県央薬局	三条市須頃2丁目101番2号	育成医療・更生医療	平成31年3月31日
メッツ嵐南薬局	三条市東本成寺20番18号	育成医療・更生医療	平成31年3月31日
メッツ西新発田薬局	新発田市住吉町4丁目8番25号	育成医療・更生医療	平成31年3月31日
メッツ胎内薬局	胎内市あかね町26番27号	育成医療・更生医療	平成31年3月31日

#### ◎新潟県告示第391号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、弥彦村の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

平成31年4月5日

新潟県知事 花角 英世

- 1 検査の対象となる特定計量器  
計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器
- 2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等
5月8日(水)	午前10時から正午まで 午後1時から3時30分まで	弥彦体育館	弥彦村全域
5月9日から平成32年3月15日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月30日、12月31日、平成32年1月2日、1月3日を除く。	午前9時30分から正午まで 午後1時から3時30分まで	新潟県計量検定所	上記の未受検者
		特定計量器の所在の場所	特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項に規定する特定計量器

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

◎新潟県告示第392号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により、見附市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

平成31年4月5日

新潟県知事 花角 英世

1 検査の対象となる特定計量器

計量法施行令(平成5年政令第329号)第10条第1項第1号に規定する特定計量器

2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等
5月9日(木) 5月10日(金) 5月13日(月) 5月14日(火)	午前10時から正午まで 午後1時から3時30分まで	見附市役所車庫	見附市全域
5月15日から平成32年3月15日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月30日、12月31日、平成32年1月2日、1月3日を除く。	午前9時30分から正午まで 午後1時から3時30分まで	新潟県計量検定所	上記の未受検者
		特定計量器の所在の場所	特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項に規定する特定計量器

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

◎新潟県告示第393号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「法」という。)第18条第1項の規定により、公益社団法人新潟県農林公社から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、告示日から2週間、次の場所において縦覧に供する。

平成31年4月5日

新潟県知事 花角 英世

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
新発田市	42者	宮古木湯ノ峯1685番ほか889筆 84.7ha
阿賀野市	10者	保田源四郎4266番3ほか60筆 5.1ha
胎内市	13者	山屋川原1498番ほか54筆 17.7ha
聖籠町	9者	二本松川田2458番ほか35筆 3.2ha
新潟市	72者	北区太田2026番ほか1,116筆 93.9ha
五泉市	3者	能代家ノ前266番1ほか93筆 7.6ha

三条市	20者	牛ヶ島238番2ほか216筆 24.7ha
燕市	17者	東太田下前田954番1ほか140筆 15.2ha
田上町	1者	田上与五右エ門通丙2466番ほか10筆 1.2ha
弥彦村	2者	麓八兵4545番ほか24筆 3.2ha
長岡市	4者	二日町観仙地8番ほか19筆 2.8ha
見附市	5者	新潟東町291番1ほか65筆 6.5ha
魚沼市	2者	新保猫坂456番2ほか20筆 0.6ha
南魚沼市	1者	野田川島5番2ほか25筆 2.1ha
十日町市	8者	仁田2988番ほか51筆 7.1ha
津南町	2者	下船渡己6365番ほか18筆 3.4ha
上越市	8者	安塚区上方原山574番3ほか28筆 5.2ha
妙高市	1者	両善寺2856番 0.3ha
糸魚川市	3者	中川原新田2948番ほか27筆 3.4ha
佐渡市	35者	高瀬1479番ほか279筆 47.8ha
合計	258者	3,189筆 335.8ha

## 2 申請年月日

平成31年3月27日

## 3 縦覧の場所

新潟県農林水産部地域農政推進課

新潟県新発田地域振興局農業振興部農業企画課

新潟県新潟地域振興局農林振興部農業企画課

新潟県新潟地域振興局巻農業振興部企画振興課

新潟県三条地域振興局農業振興部企画振興課

新潟県長岡地域振興局農林振興部農業企画課

新潟県魚沼地域振興局農業振興部企画振興課

新潟県南魚沼地域振興局農林振興部企画振興課

新潟県十日町地域振興局農業振興部企画振興課

新潟県上越地域振興局農林振興部農業企画課

新潟県糸魚川地域振興局農林振興部企画振興課

新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部農業企画課

## 4 意見書の提出

法第18条第3項の規定による意見書の提出に当たっては、縦覧場所に備え付けの「農用地利用配分計画に対する意見書の提出について」によること。

## ◎新潟県告示第394号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成31年4月5日

新潟県知事 花角 英世

## 1 解除予定保安林の所在場所

新潟県南魚沼市大沢字中手1356の3（国有林。次の図に示す部分に限る。）・1356の1・1357の1・1357の4・1358の5・1358の6・1359の4（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）、1356の4、1357の5、1358の7

## 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## 3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県農林水産部治山課及び南魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## ◎新潟県告示第395号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、新発田市の加治郷土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成31年4月5日

新潟県新発田地域振興局長

1 退任

理事 新発田市上今泉174番地 渡邊 英雄

退任年月日 平成31年3月4日

---

◎新潟県告示第396号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、十日町市の川西土地改良区の定款の変更を平成31年3月28日認可した。

平成31年4月5日

新潟県十日町地域振興局長

---

◎新潟県告示第397号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、阿賀野市の一部を受益地域とする県営勝屋地区区画整理(経営体育成基盤整備「一般型」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成31年4月5日

新潟県知事 花角 英世

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成31年4月8日から平成31年5月13日まで

3 縦覧に供する場所

阿賀野市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

---

◎新潟県告示第398号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の4第1項の規定により、柏崎市の一部を受益地域とする県営桐ノ木谷池地区農用地保全施設整備(ため池等整備「地震対策ため池防災」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成31年4月5日

新潟県知事 花角 英世

1 縦覧に供する書類の名称

緊急耐震工事計画書の写し

## 2 縦覧に供する期間

平成31年4月5日から平成31年5月13日まで

## 3 縦覧に供する場所

柏崎市役所

## 4 その他

## (1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

## (2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

## ◎新潟県告示第399号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の4第1項の規定により、刈羽村の一部を受益地域とする県営新池地区農用地保全施設整備(ため池等整備「地震対策ため池防災」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成31年4月5日

新潟県知事 花 角 英 世

## 1 縦覧に供する書類の名称

緊急耐震工事計画書の写し

## 2 縦覧に供する期間

平成31年4月8日から平成31年5月13日まで

## 3 縦覧に供する場所

刈羽村役場

## 4 その他

## (1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

## (2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。



## ◎新潟県告示第400号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、佐渡市の一部を受益地域とする県営仲之入地区農用地保全施設整備（ため池等整備「一般型」）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成31年4月5日

新潟県知事 花角 英世

1 縦覧に供する書類の名称  
県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間  
平成31年4月8日から平成31年5月13日まで

3 縦覧に供する場所  
佐渡市役所

4 その他

## (1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

## (2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

## ◎新潟県告示第401号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、佐渡市の一部を受益地域とする県営尾嵩郷内地区農用地保全施設整備（ため池等整備「地震対策ため池防災」）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成31年4月5日

新潟県知事 花角 英世

1 縦覧に供する書類の名称  
県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間  
平成31年4月8日から平成31年5月13日まで

3 縦覧に供する場所  
佐渡市役所

4 その他

## (1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

## (2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表す

る者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第402号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、佐渡市の一部を受益地域とする県営浜中地区農用地保全施設整備（ため池等整備「地震対策ため池防災」）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成31年4月5日

新潟県知事 花 角 英 世

1 縦覧に供する書類の名称  
県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間  
平成31年4月8日から平成31年5月13日まで

3 縦覧に供する場所  
佐渡市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第403号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成31年4月5日

新潟県南魚沼地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	完了年月日
南魚沼市 大和郷土地改良区	十日町	農用地改良保全（基盤整備促進）事業	平成31年2月28日

◎新潟県告示第404号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

平成31年4月5日

新潟県知事 花角 英世

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
舟山	農業用排水施設整備・区画整理(畑地帯総合整備「担い手育成型」)事業	魚沼市	平成31年2月1日

## ◎新潟県告示第405号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の規定により計画を定めて実施した、次の土地改良事業の工事が完了した。

平成31年4月5日

新潟県知事 花角 英世

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
蔵光	県営区画整理(ほ場整備「担い手育成型」)事業	新発田市	平成31年3月13日

## ◎新潟県告示第406号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により県営区画整理(ほ場整備「担い手育成型」)事業に係る換地計画を定めたので、平成31年4月8日から平成31年5月13日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成31年4月5日

新潟県知事 花角 英世

事業主体名	地区名	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	蔵光	換地計画書の写し	新発田市役所地域整備庁舎

## 1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

## 2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その審査請求に対する判決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間や審査請求に対する判決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

## ◎新潟県告示第407号

土地改良法施行法(昭和24年法律第196号)第2条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる耕地整理法(明治42年法律第30号)第73条第4項の規定に基づき、次の者を高瀬耕地整理組合の組合長臨時代理者に指定したので、同条第5項の規定により告示する。

平成31年4月5日

新潟県知事 花角 英世

住所 佐渡市高瀬1235番地8

氏名 渡邊 恭一

## ◎新潟県告示第408号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成31年4月5日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 柏崎高浜堀之内線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
長岡市山古志南平乙1672番1から	新	8.6～34.6メートル	89.2メートル
同市山古志南平乙1672番3まで	旧	8.6～34.6メートル	89.2メートル

#### ◎新潟県告示第409号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成31年4月5日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 県道 柏崎高浜堀之内線
- 2 供用開始の区間  
長岡市山古志南平乙1672番1から同市山古志南平乙1672番3まで
- 3 供用開始の期日 平成31年4月5日

#### ◎新潟県告示第410号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成31年4月5日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 148号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
糸魚川市上刈六丁目1052番4から	新	12.2～54.2メートル	425.6メートル
同市上刈六丁目1538番1まで	旧	12.2～47.0メートル	433.2メートル

備考 路線の重用

一部区間県道西中糸魚川線と重用

#### ◎新潟県告示第411号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成31年4月5日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 一般国道 148号
- 2 供用開始の区間  
糸魚川市上刈六丁目1052番4から同市上刈六丁目1538番1まで
- 3 供用開始の期日 平成31年4月5日

◎新潟県告示第412号

海岸法（昭和31年法律第101号）第5条第4項の規定により、漁港区域に接する海岸保全区域のうち、漁港管理者である佐渡市の長が管理することが適当であると認め、知事と協議して定めた区域は、次のとおりとする。

平成31年4月5日

新潟県知事 花角 英世

海岸の名称			指定区域
沿岸名	漁港海岸名	地区海岸名	
佐渡沿岸	沢根漁港海岸	佐和田海岸 窪田・諏訪町・本町地区海岸	平成31年3月1日新潟県告示第203号をもって海岸保全区域として指定した佐渡市沢根炭屋町地区の海岸保全区域のうち、沢根漁港区域に接する地区

◎新潟県告示第413号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成31年4月5日

新潟県新潟地域振興局長

- 1 指定道路の種類  
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日  
平成31年3月27日
- 3 指定道路の位置等

位置	幅員（メートル）	延長（メートル）
五泉市緑町4293番1の内	4.00	35.00

◎新潟県告示第414号

新潟県指定金融機関等事務取扱規程（昭和57年3月新潟県告示第1006号）の一部を次のように改正する。

平成31年4月5日

新潟県知事 花角 英世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後	改正前
-----	-----

別表第2 (第16条関係)					別表第2 (第16条関係)				
収納区分	指定金融機関等の区分	送付書類等	添付書類	(略)	収納区分	指定金融機関等の区分	送付書類等	添付書類	(略)
口座振替の方法によるもの	代表店 (略)	収入金及び振替状況を記録した電磁的記録	/	(略)	口座振替の方法によるもの	代表店 (略)	収入金及び振替状況を記録した磁気テープ	新潟県立高等学校授業料等口座振替報告書	(略)
(略)					(略)				
備考					備考				
1 指定代理金融機関のうち別に掲げる店舗は、大光銀行新潟支店とする。					指定代理金融機関のうち別に掲げる店舗は、大光銀行新潟支店とする。				
2 「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。									
別表第4 (第42条関係)					別表第4 (第42条関係)				
1 (略)					1 (略)				
2 証紙取扱店において設備する帳簿					2 証紙取扱店において設備する帳簿				
名 称		様 式			名 称		様 式		
証紙等受払簿		別記第14号様式			証紙等受払簿		別記第15号様式		

公 告

**敬老事業に係る記念品発注業者の選定における提案書の提出について (公告)**

敬老事業の記念品の発注業者を公募型プロポーザル方式により選定することとし、次のとおり希望する者の参加を招請する。

平成31年4月5日

新潟県知事 花 角 英 世

1 提案内容

敬老事業における記念品

詳細については、敬老事業に係る記念品のプロポーザル実施要領 (以下「実施要領」という。)に定めるところによる。

2 参加者に求める資格

本件に参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たしている者でなければならない。

- (1) 新潟県内に主たる営業所 (本社又は本店等) を置く者であること。
- (2) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 新潟県の県税の納入義務を有する者にあつては、当該県税の未納がない者であること。
- (4) 消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法 (平成14年法律第154号) 第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法 (平成11年法律第225号) 第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者 (会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更

生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。)であること。

- (6) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

### 3 実施要領の交付等

実施要領は、本公告の日から新潟県福祉保健部高齢福祉保健課高齢化対策係で交付するほか、新潟県ホームページで公開する。

### 4 質疑書の提出

本件について疑義が生じた場合は、次に定めるところにより、質疑書を提出する。

- (1) 提出期限 平成31年4月22日（月）午後5時15分（必着）
- (2) 提出場所 新潟県福祉保健部高齢福祉保健課高齢化対策係
- (3) 提出方法 実施要領に定める方法による。

### 5 参加申込書及び提案書の提出

本件に参加しようとする者は、次に定めるところにより、参加申込書及び提案書を提出する。

- (1) 提出期限 平成31年5月7日（火）午後5時15分（必着）
- (2) 提出場所 4の(2)
- (3) 提出方法 実施要領に定める方法による。

### 6 提案書の審査

(1) 審査は、新潟県敬老事業記念品選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行う。

(2) 次のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。

ア 実施要領に適合しない参加申込書及び提案書を作成し、提出した者

イ 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、あるいは虚偽の記載をし、参加申込書及び提案書を提出した者

### 7 審査結果の通知

選定委員会が提出された参加申込書及び提案書に基づき審査し、最も優れた提案を行った者を決定する。

審査結果は全ての参加者に書面で通知する。

### 8 契約の締結

県は、最優秀提案者と本件発注業務について契約締結の交渉を行う。

ただし、その者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

### 9 異議の申立て

提案者はプロポーザル実施後、実施要領等の内容の不知・不明を理由として、異議を申し立てることはできない。また、郵便事故等により申込書等が提出先に到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできない。

### 10 その他

- (1) 参加申込書及び提案書の作成、提出等に要する費用は提案者の負担とする。
- (2) 提案書の審査を行う際、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 提出書類で用いる言語は日本語、通貨は円とする。

## 病院局公告

### 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、高精度放射線治療システムの購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

平成31年4月5日

新潟県立中央病院長 長谷川 正樹

## 1 入札に付する事項

## (1) 購入等件名及び数量

高精度放射線治療システム 1式

## (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

## (3) 納入期限

2020年3月31日(火)

## (4) 納入場所

新潟県立中央病院

## (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条の規程に基づき定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

## 3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 943-0192

新潟県上越市新南町205番地

新潟県立中央病院経営課経営係

電話番号 025-522-7711 内線2323

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成31年4月19日(金)午後5時00分

## 4 入開札の日時及び場所

平成31年4月25日(木)午前10時30分

新潟県立中央病院講堂1

## 5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立中央病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要



## (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

## (9) その他

詳細は入札説明書による。

## 6 Summary

## (1) Nature and quantity of the products to be purchased:

High-precision radiotherapy systems [1]set

## (2) bid submission:

10:30A.M. April 25, 2019

## (3) For more information, please contact the following division in Japanese:

Management Division,

Department of Administration,

Niigata Prefectural Central Hospital

\*address:

205 Shinnan-cho, Joetsu-City, Niigata

〒943-0192

JAPAN

TEL 025-522-7711 Ext. 2323

公安委員会規則

新潟県公安委員会規則第7号

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年4月5日

新潟県公安委員会

委員長 津野 敏江

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則（昭和44年新潟県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改 正 後				改 正 前			
<b>別表</b>				<b>別表</b>			
署名	名 称	位 置	所 管 区 域	署名	名 称	位 置	所 管 区 域
(略)				(略)			
佐渡警察署	署所在地		佐渡市のうち阿佛坊、真野大川、大倉谷、大須、金丸、国分寺、静平、下黒山、真野新町、背合、大小、田切須、滝脇、竹田、椿尾、豊田、長石、名古屋、西三川、真野、吉岡、四日町	佐渡西警察署			
	相川交番	佐渡市相川羽田町	(略)		署所在地		(略)
(略)				(略)			
	佐和田交番	(略)			佐和田幹部交番	(略)	
(略)				(略)			
	吉井駐在所	(略)			吉井駐在所	(略)	
				真野交番	佐渡市吉岡	佐渡市のうち阿佛坊、真野大川、大倉谷、大須、金丸、国分寺、静平、下黒山、真野新町、背合、大小、田切須、滝脇、竹田、椿尾、豊田、長石、名古屋、西三川、真野、吉岡、四日町	
(略)				(略)			
	両津交	佐渡市	(略)	佐渡	署所在地		(略)

	番	両津湊		東警	地		
	(略)			察署	(略)		
	(略)			(略)			
長岡	(略)			長岡	(略)		
警察	越路交	長岡市	長岡市のうち来迎寺、	警察	越路交	長岡市	長岡市のうち来迎寺、
署	番	浦	朝日、浦、神谷、釜ヶ	署	番	浦	朝日、浦、神谷、釜ヶ
			島、飯島、篠花、越路				島、飯島、篠花、越路
			中沢、越路中島、岩野				中沢、越路中島、岩野
			(通称仲島を除く。)				(通称仲島を除く。)
			西野 (通称泉島を除				西野 (通称泉島を除
			く。)、飯塚、沢下条、				く。)、飯塚、沢下条、
			飯島善兵エ古新田				岩田、不動沢、飯島善
							兵エ古新田
	塚山駐	長岡市	長岡市のうち塚野山、		塚山駐	長岡市	長岡市のうち塚野山、
	在所	西谷	西谷、東谷、千谷沢、		在所	西谷	西谷、東谷、千谷沢
			岩田、不動沢				
	(略)				(略)		
(略)				(略)			

附 則

この規則中別表佐渡警察署の部の改正は平成31年11月2日から、その他の改正は公布の日から施行する。

公安委員会告示

◎新潟県公安委員会告示第43号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定により少年指導委員に委嘱した者の氏名、連絡先及び活動区域は、次のとおりである。

平成31年4月5日

新潟県公安委員会

委員長 津野 敏 江

氏 名	連 絡 先	活 動 区 域	委 嘱 期 間
市村 幸雄 小池 光祐 塩田 美幸 増井 智子 高橋 利幸 真野 恵 丸山 和幸 丸山 保 柿原 恵美子 大宮 一真 星野 喜代江	新潟警察署生活安全課	新潟警察署の管轄区域	平成31年4月1日から 平成33年3月31日まで
江口 孝子 柴田 歳子 倉田 みどり 堀川 昭 井上 匡代 高橋 誠一 阿部 ヒサ子	新潟中央警察署生活安全課	新潟中央警察署の管轄区域	

片桐 一 小島 良子 佐藤 勇		
青木 美奈子 丸山 文雄 檜山 峰子	新潟西警察署生活安全課	新潟西警察署の管轄区域
増子 智美	江南警察署生活安全課	江南警察署の管轄区域
高橋 光行	新潟北警察署生活安全課	新潟北警察署の管轄区域
安達 勝間 金子 俊文 皆川 美枝 高橋 宏行 曾我 明 笠原 恭子	新発田警察署生活安全課	新発田警察署の管轄区域
細野 清子 飯島 剛志 稲垣 晴一 菅原 広志	村上警察署生活安全課	村上警察署の管轄区域
小山 勝博 間野 妙子	阿賀野警察署生活安全課	阿賀野警察署の管轄区域
市嶋 範恵 篠田 博允	秋葉警察署生活安全課	秋葉警察署の管轄区域
佐藤 勝昭 白井 佳世子 高野 博子 佐藤 道春 渡邊 護	三条警察署生活安全課	三条警察署の管轄区域
大矢 勇治 遠藤 重樹	燕警察署生活安全課	燕警察署の管轄区域
内藤 博子 諸橋 陽一 佐藤 茂 長谷川 真 中村 公哉 鷺尾 達雄 吉野 輝昭 笠井 智行 有賀 伸幸 中野 晴隆 小野 淳一	長岡警察署生活安全課	長岡警察署の管轄区域
羽吹 忍 高橋 延次	南魚沼警察署生活安全課	南魚沼警察署の管轄区域
樋口 孝夫 金澤 路子	十日町警察署生活安全課	十日町警察署の管轄区域
石田 正巳 桑山 浩 本田 留美子 太田 栄 田中 雅人 入澤 留美子	柏崎警察署生活安全課	柏崎警察署の管轄区域

清水 善子 岸波 敏夫 風間 寿春 竹原 寛 玉虫 秀子 小川 幸喜 荒井 育子 小倉 潔 潤間 律子	上越警察署生活安全課	上越警察署の管轄区域
古川 源三 大澤 実 金子 智一	妙高警察署生活安全課	妙高警察署の管轄区域
陶山 治 島田 敏彦 水嶋 聡	糸魚川警察署生活安全課	糸魚川警察署の管轄区域